

8. 補助金制度の見直し等

(1) 補助金制度の見直し

統合補助金の創設・拡充

住宅宅地関連公共施設整備促進事業と住宅宅地供給総合支援事業との統合補助金化 平成14年度要求 国費423億円

まちづくり総合支援事業の拡充

地域の創意工夫を活かしたまちづくりを一層推進するため、予算規模の大幅な増額を図るとともに、民間によるまちづくり活動を総合的に支援し、また街なか
に人を呼び戻す中核的な公共公益施設等を立地誘導するための制度の充実を図
る。

平成13年度 国費600億円

平成14年度要求 国費750億円

補助金の廃止

河川事業に係る局部改良費補助

住宅対策（住宅地区改良事業）のうち地域改善対策特定事業の経過措置
期間終了に伴い、

- ・小集落地区等改良事業
- ・住宅新築資金等貸付事業

補助採択基準の引上げ等

河川修繕費補助、砂防設備修繕費補助、地すべり防止施設修繕費補助
採択基準（下限）の引上げ（3,000万円 3,900万円）

(2) 公共事業予算の一括配分制度の適切な運用の推進

各地域単位での直轄事業の実施、補助事業の調整等を総合的に実施

地方公共団体が行う補助金等の申請手続き等の窓口を原則として地方整
備局等に一元化